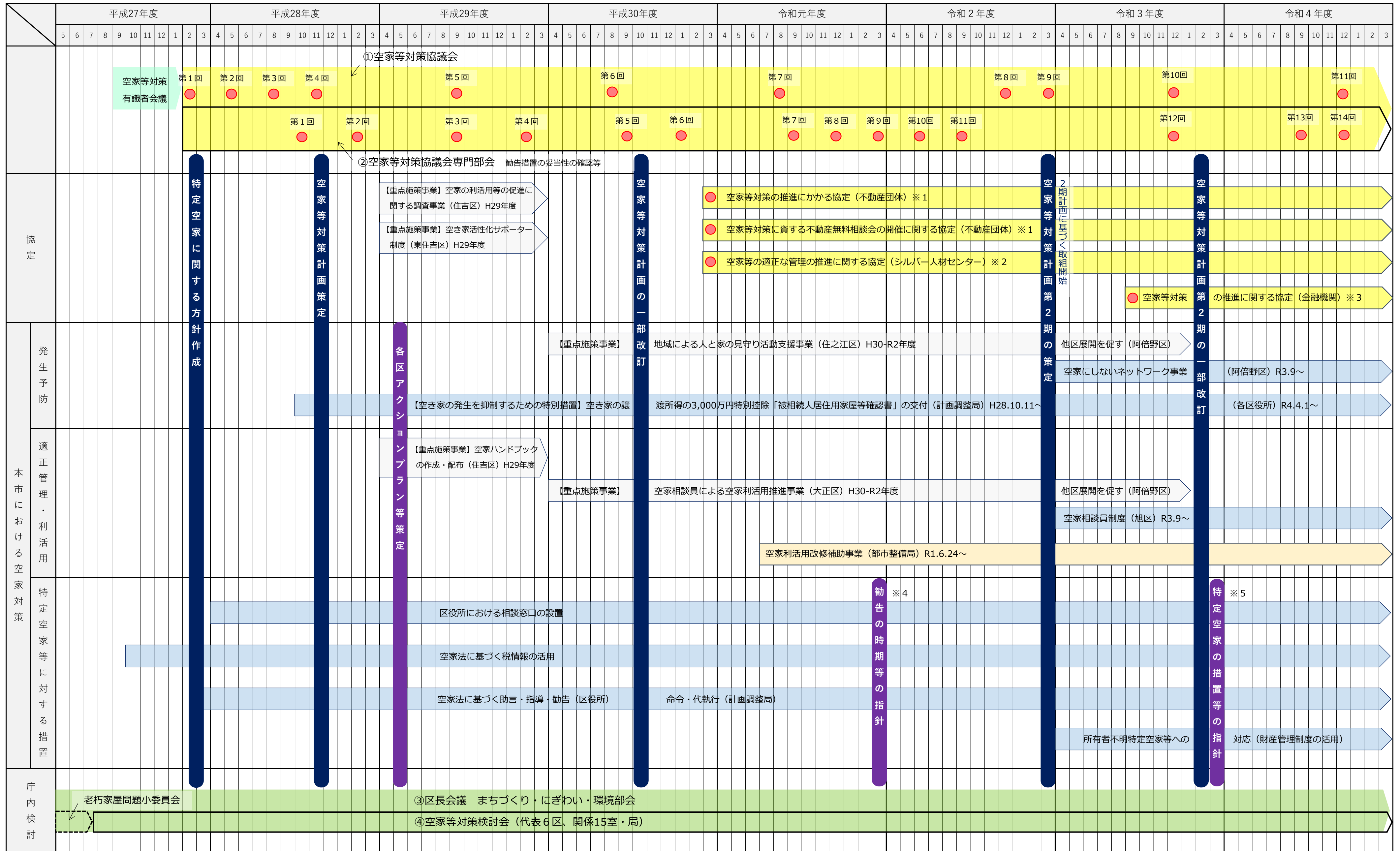


これまでの本市の空家等対策の取組について



- メンバー
- ① 空家等対策協議会・・・市長（副市長）、地域住民、市議員、学識経験者（法務・建築・不動産・福祉）
 - ② 空家等対策協議会専門部会・・・学識経験者（法務・建築・不動産）
 - ③ 区長会議 まちづくり・にぎわい・環境部会・・・関係区長（R4年度 大正区、阿倍野区、此花区、中央区、西区、西淀川区、生野区）
 - ④ 空家等対策検討会・・・代表区長（幹事会：関係区・局担当課長）（R4年度 生野区、西成区、旭区、城東区、阿倍野区、東住吉区）
- ※1 大阪府宅地建物取引業協会、全日本不動産協会大阪府本部と協定（H31.3.4締結）
 - ※2 シルバー人材センターと協定（H31.3.28締結）R1.8からサービス開始
 - ※3 池田泉州銀行、住宅金融支援機構との三者協定（R3.9.8締結）R3.9.9から金利の優遇開始
 - ※4 ○○区危険特定空家等に係る空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を行う時期等に関する指針（R2.3.26施行、R4.4.1廃止）各区役所
 - ※5 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する指針（R4.4.1施行）計画調整局